

博士学位請求論文の申請および審査に関する内規：図書館・情報学専攻

2025年4月1日改訂

本内規は、「博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規」に基づき、図書館・情報学専攻における博士学位請求論文の申請および審査に関する手続きなどを定めたものである。

I 学位の名称

図書館・情報学専攻において授与する学位は次の通りである。

博士（図書館・情報学） Ph.D. in Library and Information Science

II 学位申請の資格

(1) 文学研究科後期博士課程に第109条において定められた期間以上在学中の者、もしくは文学研究科後期博士課程に入学後6年未満（標準修業年限期間中における休学、留学期間を除く）の者は「課程による博士学位」の申請資格を有する。

(2) (1)に該当しない者で、専攻が認めた場合には、「論文による博士学位」の申請資格を有する。

(3) 課程による博士学位の場合、博士学位請求論文の提出が許可されるためには、以下の条件をすべて満たす必要がある。

- ・学位論文検討会における学位請求論文のテーマと構想の承認
- ・学位請求論文に関する中間報告
- ・学位請求論文のテーマに関係する、学術雑誌等における研究成果発表
- ・学位請求論文の予備審査と専攻としての承認

(4) 論文による博士学位の場合、博士学位請求論文の提出が許可されるためには、以下の条件をすべて満たす必要がある。

- ・専攻の文学研究科委員による主査の受諾
- ・学位論文検討会における学位請求論文のテーマと構想の承認
- ・学位請求論文のテーマに関係する、学術雑誌等における研究成果発表、または学術図書による研究成果発表
- ・学位請求論文の予備審査と専攻としての承認

III 博士学位請求論文の提出が許可される条件：課程による博士学位

(1) 学位論文検討会における学位請求論文のテーマと構想の承認

博士学位請求論文に取りかかろうとする者は、本専攻の専任教員と大学院生の出席する「学位論文検討会」において学位請求論文のテーマおよび構想について発表する。発表時間は30分とし、研究目的、方法等をまとめた研究計画書を併せて提出しなければならない。学位論文検討会は専攻教員の2/3以上の出席を必要とし、出席者の多数が論文のテーマと構想を認めた場合に、学位請求論文の執筆に取りかかることができる。

なお、学位論文検討会の開催には、査読制のある雑誌に掲載または受理された、学位申請者に

よる論文1編があることが条件となる。

(2) 学位請求論文に関する中間報告

学位申請者は、上記(1)の学位論文検討会にて学位請求論文の執筆が承認された後、学位請求論文を作成する間に、本専攻の専任教員と大学院生などが出席する会において、進捗過程の中間報告を行う。

(3) 学位請求論文のテーマに関係する、学術雑誌等における研究成果発表

学位請求論文の予備審査までに、以下の a) から c) のすべてを満たさなければならない。

a) 査読制のある雑誌に掲載または受理された論文が2編以上あること。

b) 上記 a) のうち、1編以上は単著論文であること。

c) 上記 a) には、Library and Information Science (三田図書館・情報学会刊行) に掲載された単著論文、または第一著者である共著論文が1編以上あること。

(4) 学位請求論文の予備審査と専攻としての承認

学位申請者は完成した学位請求論文の原稿を指導教授に提出し、指導教授を含む2名以上の教員による予備審査を受ける。予備審査にて合格と判定された後に、指摘された事項を修正した最終原稿を指導教授に提出し確認を受ける。その後、専攻教員会議での承認を得る。

IV 博士学位請求論文の提出が許可される条件：論文による博士学位

(1) 専攻の文学研究科委員による主査の受諾

学位申請を希望する者は、専攻の文学研究科委員に対して申し出て、学位請求論文の主査となることを承諾されなければならない。

(2) 学位論文検討会における学位請求論文のテーマと構想の承認

博士学位請求論文の提出を希望する者は、「学位論文検討会」において学位請求論文のテーマおよび構想について発表する。発表時間は45分とし、研究目的、先行研究の概要、研究方法、結果の一部等を書いた研究概要書を併せて提出しなければならない。学位論文検討会は専攻教員の2/3以上の出席を必要とし、出席者の多数が論文のテーマと構想を認めた場合に、学位請求論文の執筆に取りかかることができる。

(3) 学位請求論文のテーマに関係する、学術雑誌等における研究成果発表、または学術図書による研究成果発表

学位請求論文の予備審査までに、以下の a) から c) のすべてを満たさなければならない。

a) 査読制のある雑誌に掲載または受理された論文が3編以上あること。

b) 上記 a) のうち、2編以上は単著論文であること。

c) 上記 a) には、Library and Information Science (三田図書館・情報学会刊行) に掲載された単著論文、または第一著者である共著論文が1編以上あること。

(4) 学位請求論文の予備審査と専攻としての承認

学位申請者は完成した学位請求論文の原稿を主査に提出し、主査を含む2名以上の教員による予備審査を受ける。予備審査にて合格と判定された後に、指摘された事項を修正した最終原稿を主査に提出し確認を受ける。その後、専攻教員会議での承認を得る。

V 学位請求論文の申請の手続きおよび審査

- (1) 学位請求論文の提出が認められた者は、文学研究科が定める内規に従って申請手続きを行うものとする。
- (2) 学位請求論文の審査は、文学研究科が定める内規に従って行われる。

付則 この内規は、2025年度から適用される。